

公益財団法人広島青少年文化センター報酬・費用弁償規程

(目的)

第1条. 当該規程は、公益財団法人広島青少年文化センター(以下、「本財団」という。)の定款第13条及び28条の規定に基づき、評議員及び理事、監事(以下、「役員等」という。)の報酬支給並びに費用弁償について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条. 当該規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬 …………… 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、名称の如何を問わない。
- (2) 費用 …………… 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。
- (3) 役員 …………… 理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条. 本財団は、役員等に対して、評議員会及び理事会への出席並びに本財団が実施する諸事業への参加をした場合に限り、別表「役員等への謝金一覧表」に基づき、報酬として謝金を支給するものとする。
ただし、1名につき各年度の総額が5万円を超えないものとする。

(報酬の支給方法)

第4条. 報酬は、出席・参加の都度、現金にて支給するものとする。

(費用)

第5条. 本財団は、役員等に対して、職務遂行に当たり負担した費用を弁償することができる。

(費用の弁償方法)

第6条. 費用は、役員等から請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
2 前払いを要する費用については、役員等の請求に基づき事前に支払い、事後に清算するものとする。

(改廃)

第7条. 当該規程を改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

第8条. 当該規程は公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律に基づき、公益財団法人の設立登記の日から施行する。

以 上

(別表)

【役員等への謝金一覧表】

業 務 内 容	謝 金 の 金 額
評 議 員 会	1回あたり5,000円
理 事 会	1回あたり5,000円
その他業務への参加	1回あたり5,000円

以 上